

関川村地域おこし協力隊設置要綱

平成 28 年 12 月 2 日

要 綱 第 3 2 号

(設置)

第 1 条 人口減少が課題となっている本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住を促進するとともに、地域の活性化や産業の振興等を図るため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、関川村地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(隊員の活動)

第 2 条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号に掲げる活動に従事する。

- (1) 地域資源を活かした産業の振興活動
- (2) 住民生活に対する支援活動
- (3) 都市との交流、地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動
- (4) その他村長が必要と認めた活動

2 隊員は、任期満了後の定住のために必要な場合、第 7 条に規定する活動時間外において、対価を得る活動を行うことができる。

3 前項の活動を行う場合には、あらかじめ村長に届け出なければならない。

(隊員の身分)

第 3 条 隊員は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の特別職とする。

(隊員の任用)

第 4 条 隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、村長が任用する。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 64 号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)及び沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)のいずれかの対象又は指定される区域以外に住民票があり、任用後速やかに村に住民票を異動することができる者
- (2) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲がある者
- (4) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 3 項に規定する普通自動車免許を有している者
- (5) 活動に使用する車両を用意できる者

(隊員の任用期間)

第5条 隊員の任用期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

2 前項の規定により任用期間を延長する場合には、1年毎に延長するものとする。

3 村長は、隊員が次の各号に該当したときは、任用期間中であっても解任することができる。

(1) 自己の都合により退任の申し出をしたとき。

(2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は協力活動を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、協力活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) 隊員としてふさわしくない非行のあったとき。

(隊員の報酬等)

第6条 隊員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年関川村条例第10号)に定めるところによる。

2 隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内において村がこれを負担する。

3 活動及び活動に関する研修等に必要と認められる費用については、予算の範囲内において村がこれを負担する。

4 活動に必要と認められる物品等は、村がこれを貸与し、又は予算の範囲内で支給する。

5 活動に使用する車両は、隊員が用意することとし、村は次の各号に定める借上料を隊員に支払う。

(1) 隊員が所有する車両を活動に使用する場合 月額10,000円

(2) リース車両等を活動に使用する場合 月額実費(上限30,000円)

6 活動に使用する車両に係る任意保険については、隊員が加入し、その経費については隊員が負担するものとする。

(隊員の活動条件等)

第7条 隊員の活動時間は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり35時間及び1日当たり7時間を超えない範囲内で村長が割り振るものとする。この場合において、標準的な活動時間帯は、午前9時から午後5時とし、正午から午後1時の間は休憩時間とする。

2 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する日は、活動を要しない日とする。

3 村長は、活動を要しない日において活動をするを隊員に命じた場合には、活動を要するいずれかの日を、活動を要しない日に変更し、振り替えることができる。

4 隊員の休暇については、関川村臨時職員及び非常勤職員等に関する規則(平成24年関川村規則第5号)第6条における非常勤職員の規定を準用する。

5 隊員は、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び介護保険法(平成9年法律第123

号) の定めるところにより、それぞれの被保険者となるものとする。

(公務災害補償)

第 8 条 隊員が公務上災害を受けたときは、新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 16 年新潟県市町村総合事務組合条例第 24 号）により、その損害を補償する。

(活動報告)

第 9 条 隊員は、活動の状況について、関川村地域おこし協力隊活動日誌(様式第 1 号)に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の活動日誌を添付のうえ、毎月 10 日までに前月分の活動内容を関川村地域おこし協力隊活動報告書(様式第 2 号)により村長に報告しなければならない。

(村の役割)

第 10 条 村は、隊員が活動を円滑に実施できるよう、次の各号に掲げることを行うものとする。

- (1) 活動への助言及び調整
- (2) 隊員の定住に向けた支援
- (3) その他円滑な活動のために必要な支援

(秘密の保持)

第 11 条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 2 日から施行する。